

	目次
	平成十一年法律第二百二十五号
	民事再生法
	第一章 総則（第一条—第二十条） 第二章 再生手続の開始 第一節 再生手続開始の申立て（第二十一条—第三十二条） 第二節 再生手続開始の決定（第三十三条—第五十三条）
	第三章 再生手続の機関 第一節 監督委員（第五十四条—第六十一条） 第二節 調査委員（第六十二条・第六十三条） 第三節 管財人（第六十四条—第七十八条） 第四節 保全管理人（第七十九条—第八十三条）
	第四章 再生債権 第一節 再生債権者の権利（第八十四条—第九十三条の二） 第二節 再生債権の届出（第九十四条—第九十八条） 第三節 再生債権の調査及び確定（第九十九条—第一百三十三条） 第四節 債権者集会及び債権者委員会（第一百四一条—第一百八十八条の三） 第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権（第一百九一条—第一百二十三条） 第六章 再生債務者の財産の調査及び確保 第一節 再生債務者の財産状況の調査（第一百二十四条—第一百二十六条） 第二節 否認権（第一百二十七条—第一百四十五条） 第三節 法人の役員の責任の追及（第一百四十六条—第一百四十七条） 第四節 担保権の消滅（第一百四十八条—第一百五十三条）
	第七章 再生計画 第一節 再生計画の条項（第一百五十四条—第一百六十二条） 第二節 再生計画案の提出（第一百六十三条—第一百六十八条） 第三節 再生計画案の決議（第一百六十九条—第一百七十三条） 第四節 再生計画の認可等（第一百七十四条—第一百八十五条）

第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第二章 第三章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第十四章 第十五章 附則	再生計画認可後の手続 （ 第百八十六条 —第一百九十条 ） 再生手続の廃止 （ 第一百九十二条 九十五条 ） 住宅資金貸付債権に関する特則 （ 第一百九十六条 —第二百六条 ） 外国倒産処理手続がある場合の特則 （第二百七条—第二百十条） 簡易再生 （ 第二百十一条—第二百二十 六条 ） 同意再生 （ 第二百十七条 —第二百二十二条 ） 小規模個人再生及び給与所得者等再生 に関する特則 小規模個人再生 （ 第二百二十二条 —第二百三十八条 ） 給与所得者等再生 （ 第二百三十九条 —第二百四十五条 ） 再生手続と破産手続との間の移行 破産手続から再生手続への移行 （ 第二百四十六条 —第二百四十七条 ） 再生手続から破産手続への移行 （ 第二百四十八条 —第二百五十四条 ） 罰則 （ 第二百五十五条—第二百六十 六条 ） 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、経済的に窮境にある債務者 について、その債権者の多数の同意を得、かつ 裁判所の認可を受けた再生計画を定めるこ と等により、当該債務者とその債権者との間の 民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該 債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを 目的とする。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者で あつて、その者について、再生手続開始の申 立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又 は再生計画が遂行されているものをいう。 二 再生債務者等 管財人が選任されていない 場合にあつては再生債務者、管財人が選任さ れている場合には再生債務者を管財人をいう。
---	---

三　再生計画　再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。

四　再生手続　次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

(外国人の地位)

第三条　外国人又は外国法人は、再生手続に関する事項の管轄

2　民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の規定により裁判上の請求をすることができる債権者は、日本国内にあるものとみなす。

第五条　再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者でないときは、日本国内にあるものとみなす。

2　前項の規定による管轄裁判所がないときは、再生事件は、再生債務者の財産の所在地(債権者については、裁判上の請求をすることができる地区)を管轄する地方裁判所が管轄する。

3　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができる株式についての議決権を含む。次項、第五十九条第三項第二号及び第四項並びに第二百二十七条の二第二項第二号イ及びロにおいて同じ。)の過半数を有する場合には、当該法人(以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「親法人」という。)について再生事件又は更生事件(以下この条において「再生事件等」という。)が係属しているときにおける当該株式会社(以下この条及び第二百二十七条の二第二項第二号ロにおいて「子株式会社」という。)についての再生手続開始の申し立ては、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときには限り、法人その他の社団又は財團である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときには限り、することができる。

申立ては、親法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について再生事件等が係属しているときにおける親法人についての再生手続開始の申立ては、子株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定期株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について再生事件等が係属しているときにおける当該他の法人について再生手続開始の申立ては、当該株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、当該他の法人について再生手続開始の申立ては、当該株式会社についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について再生事件等が係属している場合における当該法人の代表者についての再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、法人の代表者について再生事件が係属している場合における当該法人についての再生手続開始の申立ては、当該法人の代表者の再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次各号に掲げる者のうちいずれか一人について再生事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての再生手續開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一 相互に連帶債務者の関係にある個人

二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人

て、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

8 第六項の規定は、第五項第一号の規定により再生計画の認可の登記をする場合における破産手続開始の登記について準用する。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十二条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一 再生債務者財産（再生債務者が有する一切の財産をいう。以下同じ。）に属する権利で登記がされたものに關し第三十条第一項（第

三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があつたとき。

二 登記のある権利に關し第一百三十四条の四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。又は第一百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分があつたとき。）の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

三 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて会社法第九百三十八条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記がされた場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定による登記がされたものについて抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は、再生計画認可の決定が確定した場合において、裁判所書記官が再生債務者に属する権利で登記がされたものについて破産手続開始の登記があることを知つたときについて準用する。

(否認の登記)
第十三条 登記の原因である行為が否認されたときは、監督委員又は管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2 登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

第十四条 前三条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十五条 前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律

一 当該否認の登記
二 否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三 前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

4 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

5 前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。

6 裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされ、登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

7 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

8 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

9 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

10 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

11 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

12 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

13 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

14 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

15 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

16 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

17 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

18 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

19 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

20 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

21 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

22 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

23 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

24 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下の贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は事件に關する事項の証明書の交付を請求する。）の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

4 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

5 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

6 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

7 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

8 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

9 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

10 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

11 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

12 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

13 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

14 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

15 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

16 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

17 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

18 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

19 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

員又は個人再生委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をできる者を、当該申立てをした者及び再生債務者等に限ることができる。

2 第四十一條第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項ただし書の許可を得るために裁判所に提出された文書等

3 第六十二条第二項若しくは第二百二十三条第三項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する調査の結果の報告又は第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

4 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

5 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

6 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

7 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

8 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

9 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

10 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

11 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

12 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

13 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

14 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

15 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

16 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

17 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

18 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

19 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

20 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

21 第二百五十五条第二項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

(最高裁判所規則)

第十九条 この法律に定めるもののほか、再生手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十条 削除

第二章 再生手続の開始

第一節 再生手続開始の申立て

(再生手続開始の申立て)

第二十一条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

(再生手続開始等の申立て) 債務者に破産手続開始の申立てをするには、債務者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

2 前項前段に規定する場合には、債務者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

(破産手続開始等の申立て義務と再生手続開始の申立て) 債務者に破産手続開始の申立てをするには、債務者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

第二十二条 他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、再生手続開始の申立てをするなどを妨げない。

(疎明)

第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

2 債権者が、前項の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十四条 再生手続開始の申立てをするときは、申立人は、再生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取)

第二十五条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合には、当該申立てを棄却すべきである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等(再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者をいう)。第二百四十

六条第三項を除き、以下同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

(再生手続開始の条件)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生手続の費用の予納がないとき。

二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般的利益に適合するとき。

三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。

四 不當な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

五 不當な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

六 第二項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(他の手続の中止命令等)

第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ぜることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第五号に掲げる処分については、その手続の申立てである再生債権者は、その処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

1 算手続

2 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権(商法(明治三十二年法律第四十八号)又は会社法の規定によるものを除く。)による競売(次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債権に基づく強制執行等」という。)の手続で、再生債権者の財産に対する

3 第二十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による取消しの命令及び

4 第二項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(包括的禁止命令に関する公報及び送達等)

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公報し、その裁判書を再生債権者(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより同項の即時抗告に付された場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては、再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての再生債権者に対し、再生債権者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等及び再生債権に基づく外国租税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債権者の主要な財産に関して第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合は第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)が発せられた場合には、再生債権者の財産に対する既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外國租税滞納処分は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

3 裁判所は、「包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる」

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立てである再生債権者は、再生債権に基づく外國租税滞納処分を行つ者(以下この項において「再生債権者等」という。)に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者等の申立てにより、当該再生債権者等に對しては包括的禁止命令を解除する旨の決定を下すことができる。この場合において、当該再生債権者等は、再生債権者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく外國租税滞納処分をすることができ、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者等がした再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外國租税滞納処分は、続行する。

分」という。)で、再生債権者の財産に対して既にされているもの

第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外國租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

2 裁判所は、再生債権者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債権者(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続又は同項第五号の規定により中止した処分の取消しを命ずることができる。

3 裁判所は、再生債権者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債権者(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続又は同項第五号の規定により中止した処分の取消しを命ずることができる。

4 第二項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 包括的禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(包括的禁止命令に関する公報及び送達等)

第二十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による取消しの命令及び

2 前項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立てである再生債権者は、再生債権に基づく外國租税滞納処分を行つ者(以下この項において「再生債権者等」という。)に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者等の申立てにより、当該再生債権者等に對しては包括的禁止命令を解除する旨の決定を下すことができる。この場合において、当該再生債権者等は、再生債権者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく外國租税滞納処分をすることができ、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者等がした再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外國租税滞納処分は、続行する。

3 裁判所は、「包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる」

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による取消しの命令及び

2 前項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対する決定には、即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(包括的禁止命令の解除)

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十九条第一項の規定による解除の決定があつた日」とする。
3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
6 (仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあ

つた場合には、利害関係人の申立てにより又は

職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があ

るまでの間、再生債務者の業務及び財産に関

し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分

を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更

し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定

による決定に対しては、即時抗告をすることが

できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな

い。

5 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告に

ついての裁判があつた場合には、その裁判書を

当事者に送達しなければならない。この場合に

おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し

ない。

6 裁判所が第一項の規定により再生債務者が再

生債権者に対して弁済その他の債務を消滅させ

ることを禁止する旨の保全処分を命

じた場合には、再生債権者は、再生手続の関係

においては、当該保全処分に反してされた弁済

その他の債務を消滅させる行為の効力を主張す

ることができない。ただし、再生債権者が、そ

の行為の当時、当該保全処分がされたことを知

(担保権の実行手続の中止命令)

第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十二条 裁判所は、第二十一条に規定する要

件を満たす再生手続開始の申立てがあつたとき

は、第二十五条の規定によりこれを棄却する場

合を除き、再生手続開始の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生

ずる。

(再生手続開始の決定)

第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要

件を満たす再生手続開始の申立てがあつたとき

は、第二十九条第一項、第六十四条第一項又は

第五十四条第一項、第六十四条第一項又は

第七十九条第一項前段の規定による処分がさ

れた場合における監督委員、管財人又は保全

管理人

前項の規定にかかわらず、再生債務者がその

財産をもつて約定後再生債権(再生債権者と

再生債務者との間ににおいて、再生手続開始前

に、当該再生債務者について破産手続が開始さ

れたとすれば当該破産手続におけるその配当の

順位が破産法(平成十六年法律第七十五号)第

九十九条第一項に規定する劣後の破産債権に後

れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ)に

優先する債権に係る債務を完済することが

できる。

2 前項の場合において、利害関の調査をするための期間を定めなければならない。

(再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十四条 裁判所は、再生手続開始の決定と同

時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債

権の調査をするための期間を定めなければならない。

(再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をし

たときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しな

ければならない。ただし、百六十九条の二第二

号に掲げる事項については、公告することを要

しない。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな

い。

3 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

4 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

5 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

6 (再生手続開始の制限)

第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁

判に對しては、即時抗告をすることはできる。

2 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

3 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

4 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

5 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

6 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

7 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

8 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

9 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

10 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

11 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

12 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

13 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

14 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

15 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

16 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

17 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

18 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

19 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

20 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

21 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

22 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

23 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

24 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

25 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

26 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

27 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

28 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

29 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

30 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

31 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

32 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

33 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

34 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

35 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

36 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

37 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

38 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

39 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

40 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

41 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

42 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

43 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

44 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

45 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

46 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

47 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

48 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

49 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

50 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

51 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

52 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

53 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

54 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

55 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

56 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

57 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

58 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

59 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

60 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

61 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

62 前項の即時抗告は、執

行停止の効力を有しない。

63 前項の即時抗告は、執

債権に基づく強制執行等の手続及び再生債務権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

裁判所は、再生に支障を来さないと認めるとときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、前項の規定により中止した再生債務権に基づく強制執行等の手続又は再生債務権に基づく租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債務権に基づく強制執行等の手続又は再生債務権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

再生手続開始の決定があつたときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかつた場合における同法第五十五条第二項及び第一百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）

二 第一項の規定により効力を失つた手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権

三 前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

再生手続開始の決定があつたときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第一百八十二条第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

（訴訟手続の中止等）

第四十条 再生手続開始の決定があつたときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。

第一項、第二百九条第二項（百六十三条第二項後段において準用する場合を含む。）又は第二百十三条第五項（第二百十九条第二項において準

用する場合を含む。)の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当然訴訟手続を受継する。

3 前二項の規定は、再生債務者の財産関係の事件のうち再生債権に関するものであつて、再生手続開始当時行政庁に係属するものについて準用する。

(債権者代位訴訟等の取扱い)

第四十条の二 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3 前項の場合においては、相手方の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4 第二項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、第六十一条第四項において準用する同条第二項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5 前項の場合には、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第二項に規定する訴訟手続が第六十一条第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかわらず、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然受継する。

7 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項又は第六十一条第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然受継する。

(再生債務者等の行為の制限)

第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等

が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一 財産の処分

二 財産の譲受け

三 借財

四 第四十九条第一項の規定による契約の解除

五 訴えの提起

六 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

七 権利の放棄

八 共益債権、一般優先債権又は第五十二条に規定する取戻権の承認

九 別除権の目的である財産の受戻し

十 その他裁判所の指定する行為

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（営業等の譲渡）

第四十二条 再生手続開始後において、再生債務者等が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

一 再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 再生債務者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。口において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ 再生債務者が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社等の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

裁判所は、前項の許可をする場合には、知っている再生債務者（再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。）の意見を聽かなければならぬものとすることができる。

ければならない。ただし、第百十七条第二項に規定する債権者委員会があるときは、その意見を聽けば足りる。

（事業等の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可）

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2 前項の許可（以下この条において「代替許可」という。）の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者等に通知した場所にあって、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

6 替代許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 代替許可を得て再生債務者の事業等の譲渡をする場合には、会社法第四百六十九条及び第四百七十条の規定は、適用しない。

(開始後の権利取得)

再生手続開始後、再生債権につき再生債務者財産に関する再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人又は再生債務者の行為によらないで権利を取得して債務者は、再生手続の関係においても、再生債権者は、再生手続においても、再生債権者は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 再生手続開始の日に取得した権利は、再生手続開始後に取得したものと推定する。

(開始後の登記及び登録)

不動産又は船舶に關し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（平成十六年法律（開始後の登記及び登録）

第一百二十三号）第一百五条第一号の規定による仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないとした登記

又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。（開始後の手形の引受け等）

第四十六条 為替手形の振出人又は裏書人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、再生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。（善意又は悪意の推定）

第三条 第二項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、再生手続開始の公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

(共有関係)

第四十八条 再生債務者が他人と共同して財産権を有する場合において、再生手続が開始されたときは、再生債務者等は、共有者の間で分割を

しない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

(双務契約)

2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて再生債務者の持分を取得することができる。

(第四十九条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第五十四条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。

この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。（継続的給付を目的とする双務契約）

第五十条 再生債務者に対する継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立て日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権を有する者は、その目的である財産について別除権を有する。

3 前二項の規定は、適用しない。

合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財团債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十九条第一項中「破産手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権」とあるのは「再生債権」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」と、同条第二項中「再生手続」とあるのは「再生手続」とあるのは「再生手続開始」である。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」といいう。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができる。

3 裁判所は、監督命令を变更し、又は取り消すことができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでしない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。

この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「民事再生手続開始の決定」と、同項ただし書き及び同法第六十条中「破産管財人」とあるのは「再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人）」と、同法第六十三条第二項中「第五十条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生手続開始の決定」と、同項ただし書き及び同法第六十四条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と読み替えるものとする。（別除権）

第五十二条 再生手続の開始は、再生債務者に属する場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同条第二項中「財團債権者」とあるのは「共益債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。（取戻権）

第五十三条 再生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立て日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 第十一条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十四条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即时抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十一条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即时抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十一条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

する者も、その目的である財産について別除権を有する。

第三章 再生手続の機関

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」といいう。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができる。

3 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

(数人の管財人の職務執行)

より受継されたもの又は第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたものは、管財人においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

5 前二項の場合においては、相手方の再生債務者又は第二項後段の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第六十八条 前条第二項の規定により中断した訴訟手続について同条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当該訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中止するものを除く。次項において同じ。）を当然受継する。

2 再生手続が終了したときは、管財人を当事者とする再生債務者の財産関係の訴訟手続は、中断する。

3 再生債務者は、前項の規定により中断した訴訟手続（再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合における第百三十七条第一項の訴えに係るものを除く。）を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4 第一項の規定は前条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合について、前二項の規定は管理命令を取り消す旨の決定を取り消す旨の決定が確定した場合において、第一項の規定は、前条第二項前段」と、「訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中止するものを除く。次項において同じ。）」であるのは、「訴訟手続」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定は、前条第三項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合における同条第二項後段の規定により中止した訴訟手続について準用する。この場合において、第三項中「再生債務者」とあるのは、「前条第二項前段」と、「訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中止するものを除く。次項において同じ。）」であるのは、「前条第二項後段の再生債権者」と読み替えるものとする。

第六十九条 第六十七条第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管理命令が発せられた當時行政庁に係属するものについて準用する。

(行政庁に係属する事件の取扱い)

(数人の管財人の職務執行)

第七十条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第七十一条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第七十二条 管財人は、就職の直後に再生債務者の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物等の管理)

第七十三条 裁判所は、管財人の職務の遂行のために必要なと認めるとときは、信書の送達の事務を行なう者に対し、再生債務者にてた郵便物等を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 裁判所は、再生債務者の申立てにより又は職業を行なう者にてた郵便物等を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

3 再生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならぬ。管理命令が取り消されたときも、同様とする。

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しても、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しても、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しても、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第三者的ために再生債務者と取引をすることができない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

2 前項の再生債務者が管理命令が発せられた後に再生債務者財産に関してした法律行為は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないでも再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないでも再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないでも再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないでも再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 第四十七条の規定は、前三項の規定の適用について準用する。この場合において、「第三十五条规定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）」とあるのは、「第六十五条第一項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）」とある。

4 第四十七条の規定は、前三項の規定の適用について準用する。この場合において、「第三十五条规定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）」とあるのは、「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五条第一項の規定による公告）」と読み替えるものとする。

2 管理命令が発せられた場合には、当該保全管理人における管理命令を命ずる处分をすることができる。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の場合において、管財人が欠けたときには、同項の計算の報告は、同項の規定にかかる

3 管財人の任務が終了した場合において、急迫なればならない。

4 再生手続開始の決定を取り消す決定、再生手続廃止の決定若しくは再生計画不認可の決定が確定した場合又は再生手続終了前に再生計画取消しの決定が確定した場合には、第二百五十二条第六項に規定する場合を除き、管財人は、共益債権及び一般優先債権を弁済し、これらの債権のうち異議のあるものについては、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

2 前項の再生債務者が管理命令が発せられた後に再生債務者財産に関してした法律行為は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 前項の再生債務者が管理命令が発せられた後に再生債務者にした弁済は、再生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 前項の再生債権者は、他の再生債権者（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の再生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、正当事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5 第一項の規定により選任された代理委員は、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

6 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

7 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

8 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

9 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

10 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

11 第九十一条の二 裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これら者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるとときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

12 前項の規定により代理委員が選任される場合には、当該代理委員の同意を得なければならない。

13 第一項の規定により代理委員が選任された場合は、当該代理委員は、本人（その者のための規定により選任したもののみならず）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

14 第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

15 第一項の規定により選任された代理委員は、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

16 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

17 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

18 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

19 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

20 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（報償金等）

21 第九十二条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

22 前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

23 相殺（相殺権）

24 第九十三条 再生債権者が再生手続開始当时再生債務者に対し債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をしないで、相殺をることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

25 再生債権者が再生手続開始時再生債務者に対する債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになつたときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をしないで、相殺をることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

26 再生債権者が再生手続開始時再生債務者に対する債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべき賃料債務）の満了後にその弁済期が到来すべきものと見做すべきものを含む。次項において同じ。）については、再生手続開始の時ににおける賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

27 前項に規定する場合において、再生債権者が再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、再生手続開始後その弁済期の返還請求権は、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺する場合に生じた原因）

（届出）

28 第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

29 別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない。

30 第九十五条 再生債権者がその責めに帰すことのできない事由によって債権届出期間内に届出をすることができない場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完（届出の追完等）

は、その者を呼び出さなければならない。ただし、第三十四条第二項の決定があつたときは、再生計画案の決議をするための債権者集会の期日を除き、届出再生債権者を呼び出すことを要しない。

前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる届出再生債権者は、呼び出さないことがができる。

二項の規定は、適用しない。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会)

第一百五十二条 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人をいう。(次項において同じ。)及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

前項の期日に出席しないでその手続に関与した再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者は、その期日に出席したものとみなす。

(債権者集会の指揮)

第一百六条 債権者集会は、裁判所が指揮する。
(債権者委員会)

第一百七条 裁判所は、再生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に関与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件のすべてを具备する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

3 債権者委員会は、再生手続において、裁判所、再生債務者等又は監督委員に対し、意見を述べることができる。

4 債権者委員会に再生債務者の再生に貢献する活動があったと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した再生債務者の申立てにより、再生債務者財産から、当該再生債務者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

（債権者委員会の意見聴取）

第一百八条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、再生債務者等に対し、その旨を通知しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債権者委員会の意見を聽かなければならぬ。

（再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務）

第一百十八条の二 再生債務者等は、第百二十四条第二項又は第百二十五条第一項若しくは第二項の規定により報告書等（報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（再生債務者等に対する報告命令）

第一百十八条の三 債権者委員会は、再生債務者全體の利益のために必要があるときは、裁判所に對し、再生債務者等に再生債務者の業務及び財産の管理状況その他再生債務者の事業の再生に關し必要な事項について第百二十五条第二項の規定による報告書をすることを命ずるよう申し出ることができる。

第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権

(共益債権となる請求権)

第一百十九条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

該申出が相当であると認めるときは、再生債務者等に対し、第百二十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

一 再生債務者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 再生手続開始後の再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三 再生計画の遂行に関する費用の請求権（再生手続終了後に生じたものを除く。）

四 第六十一条第一項（第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第一百十二条、第一百七十七条第四項及び第二百二十三条第九項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に對して生じた請求権

七 再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、再生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）

第一百二十条 再生債務者（保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によつて生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

再生債務者が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によつて生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

保全管理人が再生債務者の業務及び財産に關し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

(社債管理者等の費用及び報酬)
第一百二十条の二 社債管理者又は社債管理補助者が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するためには、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。
2 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、当該社債管理者又は社債管理補助者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうち、その貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。
3 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。
4 前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。
5 第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。
一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) 第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債
二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号) 第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債	五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第一百二十六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第一条第七項に規定する特定社債
（共益債権の取扱い）	（共益債権）
3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。	2 共益債権は、再生債務者に先立つて、弁済する。
4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。	3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされた場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。
5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。	4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない（一般優先債権）	5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
第一百二十二条 一般的の先取特権その他一般の優先権がある債権（共益債権であるものを除く。）は、一般優先債権とする。	6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない（一般優先債権）
3 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。	7 優先債権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。
4 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押さえ又は一般優先債権を被担保債権とする一般的の先取特権の実行について準用する。（開始後債権）	8 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押さえ又は一般優先債権を被担保債権とする一般的の先取特権の実行について準用する。（開始後債権）

第一百二十三条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権、一般優先債権）	第一百二十四条 第二節 否認権
三 第一百四十二条第一項の規定による保全処分又は第一百四十三条第一項の規定による査定の要件を必要とする事情の有無	1 再生債務者等は、前項の規定による債権者等の財産状況報告集会への報告
裁判所を必要とする事情の有無	2 再生債務者等は、前項の規定による債権者等の財産状況報告集会への報告
三 第一百四十二条第一項の規定による保全処分又は第一百四十三条第一項の規定による査定の要件を必要とする事情の有無	3 監督委員は、裁判所の定めるところにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況その他の裁判所に報告しなければならない。

第一百二十四条 第一節 再生債務者の財産状況の調査（財産の価額の評定等）	第一百二十五条 第二節 否認権
（管財人について）	1 再生債務者等は、前項の規定による債権者等の財産状況報告集会においては、労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べる
（再生債務者の財産状況の調査）	2 前項の債権者集会（以下「財産状況報告集会」という。）においては、裁判所は、再生債務者等は、前項第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
（財産の価額の評定等）	3 債務者等は、前条第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
	4 前項の債権者集会においては、裁判所は、再生債務者等は、前項第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

第一百二十五条 第一節 再生債務者の財産状況の調査（管財人について）	第一百二十六条 第二節 否認権
（再生債務者の財産状況の調査）	1 再生債務者等は、前項の規定による債権者等の財産状況報告集会においては、労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べる
（財産の価額の評定等）	2 前項の債権者集会（以下「財産状況報告集会」という。）においては、裁判所は、再生債務者等は、前項第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
（管財人について）	3 債務者等は、前条第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
	4 前項の債権者集会においては、裁判所は、再生債務者等は、前項第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

ぞれ当該各号に定める権利を行使することがで
きる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

第一百三十六条 否認の請求をするときは、その原

の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権を行使するため、相手

前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百三十七條の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたもの

4 第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

因となる事実を疎明しなければならない。
否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でしなければならない。

2 属する場合には、否認権を行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限り、否認権を有する監督委員が当事者である。

第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためとした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

第十四項に規定した裁判所が同一の時日指定期間においての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4
否認の請求をする証名する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

認の訴え（前条第一項の訴え及び第一百四十四条第一項の規定により受継された訴訟手続を含む。）が係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の西預から前各項の規定により夫金責催

却する決定に對して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え)
第一百三十七条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の変期間内に、異議の訴えを提起することができ

3 訟に参加することができる。
前項に規定する場合には、相手方は、当該訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、再生債務者を被告として、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る訴えをこれに併合して提起することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）
がかかる場合（第1項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を
続行することができる。
2 再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定
により同項の保全処分に係る手続が続行されな
いときは、当該保全処分は、その効力を失う。
3 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第

4 3 2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。
第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

（否認権行使の期間）

自同言議法第四十一条第一項から第三項までの規定は前三項の場合について、同法第四十三条並びに第四十七条规定第二項及び第三項の規定は第一項及び第二項の規定による参加の申出について準用する。

条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否

一項の規定により同項の保全処分に係る手続を
続行しようとする場合において、前条第二項
(同条第七項において準用する場合を含む。)に
規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産
に属する財産でないときは、その担保の全部又
は一部を再生債務者財産に属する財産による担

5 同様とする。

第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第二項の定めるところにより、反執行の起されなかつたとき、又は却下されたときも同様とする。

生手続開始の日より前に破産手続が開始されている場合にあつては、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとすると行為の日から十年を経過したときも、同様とする。

百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申請に復すべき當該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。
(否認権のための保全処分)

4 保全処分（平成元年法律第九十一号）第十一条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続で否認権限を有する監督委員が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画不認可、再生手続

第一百四十条 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十条の二第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求と認する決定に付する異議の存するもの

があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ぜることができる。

(否認権の行使)
第一百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。
2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。
3 第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができ
る。

7
手続が終了したときは中断するものとする。
第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。

2 前項の場合においては、相手方の再生債権者又は破産管財人に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 第一項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があった後に再生手続が終了した

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六条の一般的な基準に従い、仮払に関する定めをすることができる。この場合においては、当該根抵当権の行使によつて弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならない。

(再生債務者の株式の取得等に関する定め)

第二百六十二条 再生計画によつて株式会社である再生債務者が当該再生債務者の株式の取得をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 再生債務者が取得する株式の数（種類別株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 再生債務者が前号の株式を取得する日

三 再生計画によつて株式会社である再生債務者百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

4 再生計画によつて株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

(募集株式を引き受けける者の募集に関する定め)

第二百六十三条 株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受けける者の募集をしようとするときは、再生計画において、会社法第百九十九条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（第二節 再生計画案の提出

（再生計画案の提出時期）

第一百六十三条 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）又は届出再生債務者は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、前二項の規定により定めた期間を伸長することができ

(再生計画案の事前提出)

第二百六十四条 再生債務者等は、前条第一項の規定にかかるわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合には、第一百五十七条及び第一百五十九条に規定する事項を定めないで、再生計画案を提出することができる。「この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項について、再生計画案の条項を補充しなければならない。
(債務を負担する者の同意)

第二百六十五条 第百五十八条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

2 第百六十条第二項の仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根抵当権を有する者の同意を得なければならぬ。
(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

第二百六十六条 第百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならぬ。

2 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができない場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に対する送達については、第四十三条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 第一項の規定による許可の決定に対しても、株主は、即時抗告をすることができる。
(募集株式を引き受ける者の募集を定める条項に関する許可)

第二百六十六条の二 第百五十四条第四項に規定する条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2 再生債務者は、前項の再生計画案を提出しようとするとときは、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

3 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができない状態を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

第二節 再生計画案の提出

百六十二条 株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、再生計画において、会社法第九十九条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

再生計画によつて株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。
再生計画によつて株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。
(募集株式を引き受ける者の募集に関する定め)

二 再生債務者が前号の株式を取得する日
再生計画によつて株式会社である再生債務者の株式の併合をするときは、会社法第二百八十九条第二項各号に掲げる事項を定めなければならぬ。
い。 第二項各号に掲げる事項を定めなければならぬ。
再生計画によつて株式会社である再生債務者
再生会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

(再生債務者の株式の取得等に関する定め)
百六十一條 再生計画によつて株式会社である再生債務者が当該再生債務者の株式の取得をされるときは、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第一百五十六条の一般的基準に従い、反خصに

同音

第一百六十条第二項の仮払に関する定めをした
生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当
該定めに係る根抵當権を有する者の同意
を得なければならない。
生債務者の株式の取得等を定める条項に關
する許可)

かたどり。債務の場合は、第一百五十七条及び第一百五十九条に規定する事項を定めないで、再生計画案を提出することができる。この場合において債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項について、再生計画案の条文を補充しなければならない。

債務を負担する者等の同意

八十五条规定 第百五十八条に規定する債務の負又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当

復の再生

調査期間が終了していないとき。
所は、次の各号のいずれかに該当する
さ、当該再生計画案を決議に付する旨
する。

案の修正
再生計画案の提出者は、裁判所の意見を聽かなければならぬ。前項及び第四項の規定は、第二項の規定があつた場合について準用する。

3

第二項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をされた場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び再生計画案の内容又はその旨を第百五十五条第一項本文に規定する者(同条第二項に規定する者を除く。)に通知しなければならない。

其目

二号に規定する書面等投票は裁判所の定め
期間内に限りすることができる旨を通知しな
ければならない。

二 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の責務者集会の期日より前日でなければならぬ。

2 前項第一号に規定する申出のあつた再生債権である社債等を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）は、同項の規定にかかるわらず、当該再生計画案の決議において議決権行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第七百六条第一項若しくは第七百四十四条第三項（これらの規定を医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第七百三十九条の九第四項若しくは同法第一百三十九条の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百四十四条の四第三項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百二十四条の四第三項において準用する会社法第七百四十四条の四第三項並びに第七百四十四条の二第一項及び第二項において同じ。）を有する者と約定後再生債権を除く。以下この条、第一百七十二条の五第四項並びに第七百七十四条の二第一項及び第二項において同じ。）を有する者と約定後再生債権を有する者とに分かれて行う。ただし、議決権を有する約定後再生債権を有する者がないときは、この限りでない。

三 裁判所は、前項本文に規定する場合であつても、相当と認めるときは、再生計画案の決議は再生債権を有する者と約定後再生債権を有する者とに分かれないで行うものとすることができる。

4 裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項の決定を取り消すことができる。

5 前二項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決議の言渡しがあつたときは、この限りでない。

6 第一項の規定にかかるわらず、第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定後再生債権を有する者とに分かれている場合において再生計画案を可決するには、再生債権を有する者と約定後再生債権を有する者の双方について第一項各号に掲げる同意のいずれもがなければならぬ。

7 第一百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかつたものを除く。）があるときの第一項第一号又は前項の規定の適用については、当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権

一 第百四条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者確定した額

二 前項本文の異議のない議決権を有する届出再生債権者届出の額

三 前項本文の異議のある議決権を有する届出再生債権者裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

4 前項本文の可決の要件

5 裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

6 基準日を公表しなければならない。

7 基準日を公表しなければならない。

8 基準日を公表しなければならない。

9 基準日を公表しなければならない。

10 基準日を公表しなければならない。

11 基準日を公表しなければならない。

12 基準日を公表しなければならない。

13 基準日を公表しなければならない。

14 基準日を公表しなければならない。

15 基準日を公表しなければならない。

16 基準日を公表しなければならない。

17 基準日を公表しなければならない。

18 基準日を公表しなければならない。

19 基準日を公表しなければならない。

20 基準日を公表しなければならない。

21 基準日を公表しなければならない。

22 基準日を公表しなければならない。

23 基準日を公表しなければならない。

24 基準日を公表しなければならない。

25 基準日を公表しなければならない。

26 基準日を公表しなければならない。

27 基準日を公表しなければならない。

28 基準日を公表しなければならない。

29 基準日を公表しなければならない。

30 基準日を公表しなければならない。

31 基準日を公表しなければならない。

32 基準日を公表しなければならない。

33 基準日を公表しなければならない。

34 基準日を公表しなければならない。

35 基準日を公表しなければならない。

36 基準日を公表しなければならない。

37 基準日を公表しなければならない。

38 基準日を公表しなければならない。

39 基準日を公表しなければならない。

40 基準日を公表しなければならない。

41 基準日を公表しなければならない。

42 基準日を公表しなければならない。

43 基準日を公表しなければならない。

44 基準日を公表しなければならない。

45 基準日を公表しなければならない。

46 基準日を公表しなければならない。

47 基準日を公表しなければならない。

48 基準日を公表しなければならない。

49 基準日を公表しなければならない。

50 基準日を公表しなければならない。

51 基準日を公表しなければならない。

52 基準日を公表しなければならない。

53 基準日を公表しなければならない。

54 基準日を公表しなければならない。

55 基準日を公表しなければならない。

56 基準日を公表しなければならない。

57 基準日を公表しなければならない。

58 基準日を公表しなければならない。

59 基準日を公表しなければならない。

60 基準日を公表しなければならない。

61 基準日を公表しなければならない。

62 基準日を公表しなければならない。

63 基準日を公表しなければならない。

64 基準日を公表しなければならない。

65 基準日を公表しなければならない。

66 基準日を公表しなければならない。

67 基準日を公表しなければならない。

68 基準日を公表しなければならない。

69 基準日を公表しなければならない。

70 基準日を公表しなければならない。

71 基準日を公表しなければならない。

72 基準日を公表しなければならない。

73 基準日を公表しなければならない。

74 基準日を公表しなければならない。

75 基準日を公表しなければならない。

76 基準日を公表しなければならない。

77 基準日を公表しなければならない。

78 基準日を公表しなければならない。

79 基準日を公表しなければならない。

80 基準日を公表しなければならない。

81 基準日を公表しなければならない。

82 基準日を公表しなければならない。

83 基準日を公表しなければならない。

84 基準日を公表しなければならない。

85 基準日を公表しなければならない。

86 基準日を公表しなければならない。

87 基準日を公表しなければならない。

88 基準日を公表しなければならない。

89 基準日を公表しなければならない。

90 基準日を公表しなければならない。

91 基準日を公表しなければならない。

92 基準日を公表しなければならない。

93 基準日を公表しなければならない。

94 基準日を公表しなければならない。

95 基準日を公表しなければならない。

96 基準日を公表しなければならない。

97 基準日を公表しなければならない。

98 基準日を公表しなければならない。

99 基準日を公表しなければならない。

100 基準日を公表しなければならない。

101 基準日を公表しなければならない。

102 基準日を公表しなければならない。

103 基準日を公表しなければならない。

104 基準日を公表しなければならない。

105 基準日を公表しなければならない。

106 基準日を公表しなければならない。

107 基準日を公表しなければならない。

108 基準日を公表しなければならない。

109 基準日を公表しなければならない。

110 基準日を公表しなければならない。

111 基準日を公表しなければならない。

112 基準日を公表しなければならない。

113 基準日を公表しなければならない。

114 基準日を公表しなければならない。

115 基準日を公表しなければならない。

116 基準日を公表しなければならない。

117 基準日を公表しなければならない。

118 基準日を公表しなければならない。

119 基準日を公表しなければならない。

120 基準日を公表しなければならない。

121 基準日を公表しなければならない。

122 基準日を公表しなければならない。

123 基準日を公表しなければならない。

124 基準日を公表しなければならない。

125 基準日を公表しなければならない。

126 基準日を公表しなければならない。

127 基準日を公表しなければならない。

128 基準日を公表しなければならない。

129 基準日を公表しなければならない。

130 基準日を公表しなければならない。

131 基準日を公表しなければならない。

132 基準日を公表しなければならない。

133 基準日を公表しなければならない。

134 基準日を公表しなければならない。

135 基準日を公表しなければならない。

136 基準日を公表しなければならない。

137 基準日を公表しなければならない。

138 基準日を公表しなければならない。

139 基準日を公表しなければならない。

140 基準日を公表しなければならない。

141 基準日を公表しなければならない。

142 基準日を公表しなければならない。

143 基準日を公表しなければならない。

144 基準日を公表しなければならない。

145 基準日を公表しなければならない。

146 基準日を公表しなければならない。

147 基準日を公表しなければならない。

148 基準日を公表しなければならない。

149 基準日を公表しなければならない。

150 基準日を公表しなければならない。

151 基準日を公表しなければならない。

152 基準日を公表しなければならない。

153 基準日を公表しなければならない。

154 基準日を公表しなければならない。

155 基準日を公表しなければならない。

156 基準日を公表しなければならない。

157 基準日を公表しなければならない。

158 基準日を公表しなければならない。

159 基準日を公表しなければならない。

160 基準日を公表しなければならない。

161 基準日を公表しなければならない。

162 基準日を公表しなければならない。

163 基準日を公表しなければならない。

164 基準日を公表しなければならない。

165 基準日を公表しなければならない。

166 基準日を公表しなければならない。

167 基準日を公表しなければならない。

168 基準日を公表しなければならない。

169 基準日を公表しなければならない。

170 基準日を公表しなければならない。

171 基準日を公表しなければならない。

172 基準日を公表しなければならない。

173 基準日を公表しなければならない。

174 基準日を公表しなければならない。

175 基準日を公表しなければならない。

176 基準日を公表しなければならない。

177 基準日を公表しなければならない。

178 基準日を公表しなければならない。

179 基準日を公表しなければならない。

180 基準日を公表しなければならない。

181 基準日を公表しなければならない。

182 基準日を公表しなければならない。

183 基準日を公表しなければならない。

184 基準日を公表しなければならない。

185 基準日を公表しなければならない。

186 基準日を公表しなければならない。

187 基準日を公表しなければならない。

188 基準日を公表しなければならない。

189 基準日を公表しなければならない。

190 基準日を公表しなければならない。

191 基準日を公表しなければならない。

192 基準日を公表しなければならない。

193 基準日を公表しなければならない。

194 基準日を公表しなければならない。

195 基準日を公表しなければならない。

196 基準日を公表しなければならない。

197 基準日を公表しなければならない。

198 基準日を公表しなければならない。

199 基準日を公表しなければならない。

200 基準日を公表しなければならない。

201 基準日を公表しなければならない。

202 基準日を公表しなければならない。

203 基準日を公表しなければならない。

204 基準日を公表しなければならない。</

は、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることができる。この場合においては、会社法第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十三条の四及び第二百八十二条の五の規定は、適用しない。

前項の場合には、会社法第二百三十五条第二項において準用する同法第二百三十四条第二項の許可の申立てに係る事件は、再生裁判所が管轄する。

第二百五十四条第三項の規定により再生計画において資本金の額の減少に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定は、適用しない。

- 3 第八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の額から同項の再生計画により弁済を受けた額を控除した額とする。

5 前項の破産手続においては、同項の破産債権については、第一項の再生計画により弁済を受けた場合であつても、従前の再生債権の額をもつて配当の手続に参加することができる債権の額とみなし、破産財団に当該弁済を受けた額を加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができない。

6 第一項の破産手続開始の決定がされたときは、再生債務者が再生手続終了後に再生計画に受けた場合であつても、その弁済を受けた前項の債権の全部をもつて再生手続に参加することは、その効力を失う。

7 新たな再生手続においては、第六項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができない。

8 新たな再生手続においては、第六項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、第一項の再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

9 新たな再生手続においては、従前の再生手続における共益債権は、共益債権とみなす。

(再生計画認可前の手続廃止)

第九章 再生手続の廃止

第一百九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになつたとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

第一百九十二条

債権届出期間の経過後再生計画認

- 可の決定の確定前ににおいて、第二十二条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになつたときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなければならない。

（再生債務者の義務違反による手続廃止）

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

一 再生債務者が第三十条第一項の規定による裁判所の命令に違反した場合

二 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合

三 再生債務者が第一百一条第五項又は第一百三条第三項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合

前項の決定をする場合には、再生債務者を審尋しなければならない。

（再生計画認可後の手続廃止）

第一百九十四条 再生計画認可の決定が確定した後に再生計画が遂行される見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

（再生手続廃止の公告等）

第一百九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

3 第百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の

第一百九十六條

この章、第十一章及び第十三章に

- おいて 次の各号に掲げる用語の意義は それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅個人である再生債務者が所有し、自己の居住の用に供する建物であつて、その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。ただし、当該建物が二以上ある場合には、これらの中の建物のうち、再生債務者が主として居住の用に供する一の建物に限る。

二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権をいふ。

三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債権であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人（保証を業とする者に限る。以下「保証会社」という。）の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものをいう。

四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第九十三条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

- （抵当権の実行手続の中止命令等）

五百 住宅資金貸付契約 住宅資金貸付債権に係る資金の貸付契約をいう。

第三百九十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるとときは、再生債務者の申立てにより、相当の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている前条第三号に規定する抵当権の実行手続の中止を命ずることができる。

第二条 第三十一条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による中止の命令について準用する。

第三条 裁判所は、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなる場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

（住宅資金特別条項を定めることができる場合等）

第一百九十八条 住宅資金貸付債権（民法第四百九十九条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者（弁済をするについて正当な利益を有していた者に限る。）が当該代位により有するものを除く。）については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができ。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権（第一百九十六条第三号に規定する抵当権を除く。）が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する抵当権が設定されている場合において当該不動産の上に同項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するときは、この限りでない。

第二条 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六ヶ月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第二百四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第三条 第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者は又は第二百四条第一項本文の規定に

住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされる者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二百三条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、第百七十七条（住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等）

第二項の規定は、住宅及び住宅の敷地に設定されてゐる第百九十六条第三号に規定する抵当権並びに住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者が再生債権者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対する有する権利については、適用しない。この場合において、再生債務者が連帶債務者の一人であるときは、他の連

2 住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連帶債務者に対する効力を有する。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失についての定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九条第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

4 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

（保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い）
第二百四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行し

ていたときは、当該保証債務の履行は、なかつたものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して、当該弁済をした額につき当該住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。

3 この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して交付しなければならない。

（査定の申立てがされなかつた場合等の取扱い）
第二百五条 第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第五百五十五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかつた場合（第百七条及び第百九条の場合を除く。）、第二百条第二項の規定により同項本文の異議が効力を失つた場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項については、第百五十七条、第百五十九条、第百六十四条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、前項に規定する場合

（保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。）における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条

決定が確定した場合における第百二十三条第二項及び第一百八十二条第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」とする。

3 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

4 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

（履行された部分を除く。）について裁判所が評価した額の十の一以上に当たる当該権利を有する再生債権者であつて、その有する履行期限

が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができる。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消しの申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときはその主文を、再生手続開始の決定があつたときは第三十五条第一項の規定に七項ただし書及び第百九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債権者が再生計画によつて得た権利」とあるのは、「再生債権者が再生計画によつて得た権利及び第二百四条第一項本文の規定により生じた効力」とする。

3 第一百一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（外国管財人の協力）

第二百七条 再生債務者等は、再生債務者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めるものとする。

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、外国管財人に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債務者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者の授権がなければならない。

第二百十条 外国管財人は、届出をしていない再生債務者であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。（相互の手続参加）

2 再生債務者等は、届出再生債務者（第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債務者を含む。次項において同じ。）で、再生債務者等は、届出再生債務者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債務者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者の授権がなければならない。

第二百一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

第一節 簡易再生

第二百八条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百八十九条第一項第二号に掲げる事由を理由とする再生計画取消しの申立ては、

（簡易再生の決定）

第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百八十九条第一項に規定する期間（同条第三項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が再生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときは第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定があつたときは第三十五条第一項の規定により公報すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができる。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消しの申立てをした場合において、包括的禁止命令及び第二百四条第一項本文の規定により生じた効力」とする。

3 第一百一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（外国管財人の協力）

第二百七条 再生債務者等は、再生債務者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

2 再生債務者等は、届出再生債務者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債務者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者の授権がなければならない。

第二百十条 外国管財人は、届出をしていない再生債務者であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。（相互の手続参加）

2 再生債務者等は、届出再生債務者（第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債務者を含む。次項において同じ。）で、再生債務者等は、届出再生債務者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債務者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者の授権がなければならない。

第二百一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

第一節 簡易再生

第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百八十九条第一項に規定する期間（同条第三項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

（簡易再生の決定）

第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百八十九条第一項に規定する期間（同条第三項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

て、第二百十三条第三項の規定は同意再生の決定を取り消す決定が確定した場合について、第二百二条第三項から第五項までの規定はこの項において準用する第二百十三条第三項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。
(同意再生の決定が確定した場合の効力)
 第二百十九条 同意再生の決定が確定したときは、第二百七条第一項後段の再生計画案について、再生計画認可の決定が確定したものとみなす。

2 第百七十三条、第二百十三条第五項及び第二百十五条の規定は、同意再生の決定が確定した場合について準用する。

2 第百七十三条、第二百十三条第五項及び第二百十五条の規定は、同意再生の決定が確定した場合について準用する。

第二百二十条 同意再生の決定があつた場合には、第六十七条第四項、第四章第三節、第一百五十七条、第一百五十九条、第一百六十四条第二項後段、第七章第三节、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十八条から第百八十条まで、第一百八一条第一項及び第二項、第一百八十五条（第一百八十九条第八項、第一百九十条第二項及び第一百九十五条第七項において準用する場合を含む。）、第一百八十六条第三項及び第四項、第一百八十七条、第一百八十二条第二項及び第四項並びに第二百五一条第二項の規定は、適用しない。

2 同意再生の決定があつた場合における第六十七条第三項の規定は、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第十三章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則

第一節 小規模個人再生

(手続開始の要件等)

第二百二十二条 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によって弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く。）が五千円を超えないものは、この節に規定する特別の適用を受ける再生手続（以下「小規模個人再生」という。）を行うことを求めることができる。

2 小規模個人再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際（債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあっては、再生

手続開始の決定があるまで）にしなければならない。

3 前項の申述をするには、次に掲げる事項を記載した書面（以下「債権者一覧表」という。）を提出しなければならない。

4 再生債権者の氏名又は名称並びに各再生債権の額及び原因

5 別除権者については、その別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる再生債権の額（以下「担保不足見込額」という。）

6 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出することのできないと見込まれる再生債権の額

7 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

8 第二百二十三条の規定は、債権届出期間に知り得る再生債権者は、前条第三項各号及び第四項の規定により債権者一覧表に記載された事項を通知しなければならない。

9 第二百二十三条及び第三項の規定は、債権届出期間に生じた場合について準用する。

10 第二百二十三条の規定は、債権届出期間に生じた場合について準用する。

11 第二百二十四条 小規模個人再生においては、再生債権のみなし届出

12 第二百二十五条 債権者一覧表に記載されている再生債権者は、債権者一覧表に記載される再生債権については、債権届出期間内に裁判所に当該再生債権の届出を又は当該再生債権を有しない旨の届出をした場合を除き、当該債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなす。

13 第二百二十六条 再生債権者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、裁判所に対し、届出があった再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。ただし、再生債権者は、債権者一覧表に記載した再生債権の額及び担保不足見込額であつて第二百二十二条第四項の規定により異議を述べることができる旨を債権者一覧表に記載していないものについては、異議を述べることができない。

14 第二百二十七条第一項本文に規定する再生手続開始の決定前に限り、再生手続開始の申立てをした場合について

15 裁判所は、第一項の規定による決定を変更する場合は、再生手続開始の申立てをした場合について

16 裁判所は、第一項の規定による決定を変更する場合は、再生手続開始の申立てをした場合について

17 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかになつた場合においても再生手続の開始を求める意思があるか否かを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合について

18 裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、個人再生委員の職務として、次に掲げる事項の一つ又は二以上を指定するものとする。

19 第二百二十八条 債権の評価に係る手続の実施

20 第二百二十九条 小規模個人再生においては、再生手続開始の決定と同時に、債権届出期間のほか、届出があった再生債権に対して異議を述べることができる期間を定めることを要しない。

21 第五百五条に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を

手続開始の決定があるまで）にしなければならない。

22 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があつた再生債権者に対する異議を述べることができる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

23 再生債権者及び知っている再生債権者は、前項に規定する事項を通知しなければならない。

24 個人再生委員には、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

25 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

26 第二百二十四条 小規模個人再生においては、再生手続に参加しようとする再生債権者は、議決権の額を届け出ることを要しない。

27 小規模個人再生における再生債権の届出に関する規定は、個人再生委員について準用する。

28 第二百二十五条の規定を準用する。

29 第二百二十五条の規定を準用する。

30 第二百二十五条の規定を準用する。

31 第二百二十五条の規定を準用する。

32 第二百二十五条の規定を準用する。

33 第二百二十五条の規定を準用する。

34 第二百二十五条の規定を準用する。

35 第二百二十五条の規定を準用する。

36 第二百二十五条の規定を準用する。

37 第二百二十五条の規定を準用する。

38 第二百二十五条の規定を準用する。

39 第二百二十五条の規定を準用する。

40 第二百二十五条の規定を準用する。

41 第二百二十五条の規定を準用する。

42 第二百二十五条の規定を準用する。

43 第二百二十五条の規定を準用する。

44 第二百二十五条の規定を準用する。

45 第二百二十五条の規定を準用する。

46 第二百二十五条の規定を準用する。

47 第五百五条に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を

8 第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はその法定代表人に對し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

9 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

10 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

11 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

12 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

13 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

14 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

15 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

16 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

17 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

18 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

19 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

20 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

21 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

22 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

23 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

24 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

25 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

26 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

27 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

28 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

29 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

30 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

31 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

32 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

33 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

34 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

35 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までに規定する事項を通知しなければならない。

(再生計画の認可又は不認可の決定)
第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画案が可決された場合には、裁判所は、第百七十四条第二項(当該再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものであるときは、第二百二十二条第二項)又は次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 小規模個人再生においては、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合にも、再生計画の認可の決定をする。
一 再生債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがないとき。
二 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額(住宅資金貸付債権の額・別除権の行使によつて弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び第八十四条第二項に掲げる請求権を除く。)が五千万円を超えてい
るとき。
三 前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、当該無異議債権及び評価済債権(別除権の行使によつて弁済を受け
ることができると見込まれる再生債権及び第八十四条第二項各号に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。)に対する再生計画に基づく弁済の総額(以下「計画弁済総額」という。)が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の十分の一を下回つているとき。
四 第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額が三千万円以下の場合においては、計画弁済総額が基準債権の額の五分の一又は百万円のいずれか多い額(基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円)を下回つているとき。
五 再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合において、再生計画に認可の決定が確定したときは、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される。

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画の効力等)

2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権については前項の規定により変更された後の権利とし、第二百二十九条第三項各号に掲げた後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び再生手続開始前の罰金等を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
3 前項に規定する場合における同項の規定により変更された再生債権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間内に満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができる。ただし、当該変更に係る再生債権が、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができないとき、かゝらず、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。
4 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権であるものについては、第二百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。

5 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権であるものについては、第二百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。
6 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項及び第二百六条第一項の規定の適用については、再生手続は、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

(再生計画の変更)

2 前項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項の規定により変更された後の権利(「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権(第二百三十二条第四項(同条第五項ただし書き)に掲げる請求権を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。」)とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。」
3 第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することができるが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。
4 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。

5 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生手続は、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

(再生手続の終結)

6 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項及び第二百六条第一項の規定の適用については、第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利(「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権(第二百三十二条第四項(同条第五項ただし書き)に掲げる請求権を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。」)とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。」
3 第二項の申立てがあつたときは、裁判所は、届出再生債権者に対し、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。
4 第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告することができます。
5 免責の決定は、確定しなければならない。

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務(第二百二十九条第三項各号に掲げる請求

条第三項各号に掲げる請求権」と、第二百八十九条第三項中「再生計画の定めによつて認められた債務の全部(履行された部分を除く。)」とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利の全部及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権(第二百三十二条第四項(同条第五項ただし書き)に掲げる請求権を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。」
2 前項の規定により再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。
3 第百七十五条(第二項を除く。)及び第二百七十六条の規定は、再生計画の変更の決定があつた場合について準用する。
4 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。
5 第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することができるが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。
6 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生手続は、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

2 前項の規定により再生計画を遂行することが著しく困難となつたときは、再生債務者の申立てにより、再生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。
3 第百七十五条(第二項を除く。)及び第二百七十六条の規定は、再生計画の変更の決定があつた場合には、再生計画案の提出があつた場合について準用する。
4 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。
5 第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することができるが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。
6 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生手続は、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

(再生手續の変更)

2 前項の規定により変更された後の権利(「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権(第二百三十二条第四項(同条第五項ただし書き)に掲げる請求権を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従つて弁済されるべき、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。」)とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項の規定による各再生債権に対しても、その四分の三以上の額の弁済を終えていること。」
3 第二項の申立てがあつたときは、裁判所は、届出再生債権者に対し、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。
4 第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告することができます。
5 免責の決定は、確定しなければならない。

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務(第二百二十九条第三項各号に掲げる請求

おいて同じ。)は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの(再生手続開始前の罰金等及び共助対象国外租税の請求権を除く。以下この条において同じ。)を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であつて前項の再生手続において再生債権としての届出があつたものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知っている破産債権者に通知しなければならない。

第一項の規定による決定があつた場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があつた債権については、当該再生債権としての届出をした者(当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあつては、その者。第六項において同じ。)が、破産法第一百一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出(同項第四号に掲げる事項の届出を含む。)をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

第一第八十七条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出 破産法第一百一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

第一二二条第一項第一号に掲げる破産債権の内容としての額及び再生債権の原因の届出 破産法第一百一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三 第八十四条第二項各号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容の届出 破産法第一百一条第一項第三号に掲げる劣後の破産債権である旨の届出

四 第八十七条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出

五 約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての第九十四条第一項に規定するその旨の届出 破産法第一百一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

六 第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出 破産法第一百一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

五 前項各号(第四号を除く。)の規定にかかるらず、第一項の再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生であるときは、届出があつた再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額(第二百二十五条の規定により届出をしたものとみなされる再生債権の額及び原因並びに破産法第一百一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出)

六 前項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が破産法第一百一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合にのみなされる再生債権としての届出があつた債権についての適用しない。

七 前各項の規定は、再生計画の履行完了前に再生債務者についてされる破産手続開始の決定について準用する。

第二百五十四条 再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合において、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又は監督権者に係る訴訟手続において同条第一項の訴えに係る訴訟手続が終了した際に係属する同項の訴えに係る訴訟手続で第一百四十二条第一項の規定により中断している第一項及び第四項において同じ。)の訴えに係る訴訟手続(再生手続開始前の罰金等及び共助対象国外租税の請求権を除く。以下この条において同じ。)を有する監督委員又は管財人に受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

前項の場合においては、相手方の否認権限を有する監督委員又は管財人にに対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

第一項の場合において、第六十八条第二項又は第二百五十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

第六十八条第二項又は第二百五十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月(その期間中に第二百五十二条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされた期間があるときは、当該期間を除く。)以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないとときは、終了する。

第二百五十五条 第二項の規定により引き続き係属するものとされる第二百五十三条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、終了するものとす

二 第四項の規定は、第二百十二条の二第四項の規定により中断した第二百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

第二百五十六条 債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

二 前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

第五百五十七条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人は個人再生委員(以下この項において「監督委員等」という。)が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項にお

いて準用する同条第一項（これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百一十三条第八項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条第一項第一号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であった者（以下「報告義務者」といって「報告義務者」という。）

し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に处罚し、又はこれを併科する。
(監督委員等に対する職務妨害の罪)

全部又は一部を没収することができないとき
は、その価額を追徴する。

2 再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者が正当な理由なく第二百二十七条第六項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出の要求に応じない場合には、十円以下に過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 和議法（大正十一年法律第七十二号）及
　　~~ノ~~特別和議法（昭和二十一年法律第四十一号）

（和議法の廃止に伴う経過措置）

立てに係る和議事件については、なお従前の例による。この場合におけるこの法律の規定の適

用は置いては第十一章第六項第九十三条第二号及び第四号並びに第一百二十七条第一項第二号中「整理開始」とあるのは「和議開始、整理

開始」と、第十六条第二項第一号中「又は詐欺破産」とあるのは「若しくは和議手続における和議開始の申立て又は訴訟提起」と、第二十五

条第二号、第二十六条第一項第一号及び第三十九条第一項中「整理手續」とあるのは「和議手

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこ

の法律の附則において従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

による
附則（平成二二年一月二九日法律第
二二八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
(施行期日)

施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める田から施行する。

○号) 阿貝(三月二十九日) 江南第八

一 新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定
二 開始の決定 旧民事再生法の規定によりされた再生手續開始の決定
た再生手續開始の決定

次の各号に掲げる場合における施行日前にした行為に對する旧破産法第三百七十四条规定から第三百七十六条规定まで及び第三百七十八条の規定の適用については、当該各号に定める破産手續開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

一 附則第二条第三項の規定により新民事再生法第二百五十条の規定が適用される場合 新民事再生法第二百五十条の規定によりされた破産手續開始の決定

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百十八条规定、第一百二十一条及び第一百二十三条规定、第一百二十八条の改正規定(同条を第二百九十九条とする部分を除く。)、同法第六章の第七章を加える改正規定、同法第一百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十三条、第二百五十二条第一項(同項において準用する第一百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十三条、第二百五十二条第一項(同項において準用する第一百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十九条、第二百六十八条第一項(同項において準用する第一百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第一百十一条第一項」を「第一百十二条」に改める部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投

資法人に関する法律第一条第二項に改める部分に限る)、第二条の規定、第三条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く)、第四条から第七条までの規定(附則第三条から第二十九条まで、第三十一条(第一項を除く)、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十二条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三条号)、第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定(附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)、第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第一百二十二条までの規定、附則第二百二十三条中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)、第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第二百二十五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法(平成十四年法律第三百五十四条号)、第二百五条第四項及び第二百四十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第二百二十五条の規定並びに附則第二百四十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
（一六五号）抄
附則（平成二六年一二月一〇日法律第一
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。
附則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄
（平成一八年六月二日法律第五〇
号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。
附則（平成一八年六月一四日法律第六
六号）抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。
附則（平成一八年六月二一日法律第八
四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日
(罰則の適用に関する経過措置)
第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二三年六月一四日法律第七
四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十六日を経過した日から施行する。
附則（平成二四年三月三一日法律第一
六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略
六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日
イ 及びロ 略
ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第十七条までの規定

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二百九十七条の二の次に一条を加える改正規定 同法第二百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十八条の六第二号、第二百五十三条第十四号並びに第二百七十三条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十二条の十一第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。)、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十九条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、第一百五十九条の改正規定（「の謄本」の下に規定）公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

一 第一条中民事執行法第十八条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に規定）又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定（第八十五条並びに「二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第五十九条の次に二条を加える改正規定、同法第一百六十三条中民事調停法の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第一章に一節を加える改正規定、第六十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第五十九条の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第十五条の次に「一条を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に「一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十

第三項	第二百条	第二百六項	第二百六項	四項	第一百六十項	第一百六項	第一項	第一百十条	第六項	二項	第十二百二十二条	及び第一五百五条	第一項	第三項
事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項	第五条 第二百条 第二百六項 の六	その旨をファイルに記録して	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	当該電子調書	子調書	調書の内容に	。前項の規定によりファイルに記録された電子	前項の規定によりファイルに記録された電子	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ)	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ)	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録
事項	成して	調書を作	調書の記	当該調書	載	調書	て	載につい	調書の記	調書	る書面	方法	その他これに類する書面	当該書面

項 条 六 第 第 十 二 百 四 一 百	第 条 三 第 二 百 三 一 百	第 条 第 二 百 三 一 百	第 五 条 第 二 百	第 四 项	の記録媒体に記録され た事項
記 録 し な け れ ば	電子 調 書	最高裁判所規則で定めを る電子情報処理組織若しくは送付し、又は 若しくは送付し、又は送付	された事項若しくは同様に記録さ れた事項若しくは規定	事項	事項又は第二項の規 によりファイルに記録さ れた事項若しくは規定
記 載 し な れ ば	調 書	又 は 送 付			